

計画作成年度	令和6年度
計画主体	藍住町

## 藍住町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 藍住町建設産業課産業支援室  
所在地 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1  
電話番号 088-637-3120  
ファクシミリ 088-637-3152  
電子メール sangyou@aizumi.i-tokushima.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・サル・カラス・タヌキ・ハクビシン・アオサギ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	徳島県藍住町

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ		万円、 ha
サル		万円、 ha
カラス		万円、 ha
タヌキ		万円、 ha
ハクビシン		万円、 ha
アオサギ		万円、 ha

(2) 被害の傾向

<p>① イノシシ 平成23年度より年に2、3回町内に現れるようになり、車と接触したり、市街地・学校周辺を走り回り、人的被害が懸念される。 また、平成27年度には民家の敷地内でウリボウを捕獲した。近年、被害や捕獲等の報告は受けていない。</p> <p>② サル 市街地に平成24年度に1匹のはぐれザルが出没し、住民・報道陣等が群がり大騒ぎになった。 また、令和4年度から6年度にかけて、毎年複数回のはぐれザルの目撃情報を受け、町内を巡回している。最近、近辺の山にサルの群れが多く見られるようになり、サルの出没が増えることが懸念される。</p> <p>③ カラス 隣接する市町の山間部に集中して生息しており、6月から8月にかけて果樹(ナシ)への食害がある。</p> <p>④ タヌキ 平成24年度に町内で2回出没した。近年、出没の通報はない。</p> <p>⑤ ハクビシン 平成24年度に町内で1回出没した。近年、出没の通報はない。</p> <p>⑥ アオサギ 平成24年度に神社の木に巣を作り、鳥の鳴き声の騒音の苦情があり放水により対処した。近年、苦情等の通報はない。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

被害面積

(単位：ha)

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ		
サル		
カラス		
タヌキ		
ハクビシン		
アオサギ		
計		

被害金額

(単位：万円)

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ		
サル		
カラス		
タヌキ		
ハクビシン		
アオサギ		
計		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	該当なし	—
防護柵の設置等に関する取組	該当なし	—
生息環境管理その他の取組	該当なし	—

(5) 今後の取組方針

① イノシシ対策	藍住町全体が猟銃禁止地区であるので、警察・消防署等に協力要請し巡回及び追い払いを行い、被害を避ける。また、人的被害が起きる可能性がある場合は、警察に依頼し対策を図る。
② サル対策	警察・消防署等に協力要請し巡回及び追い払いを行い、被害を避ける。また、人的被害が起きる可能性がある場合は、警察に依頼し対策を図る。
③ カラス対策	ナシ農家がほ場に独自に爆音機を使用していたが、爆音機を使用しない方法で対策を練る。
④ タヌキ対策	県担当課に協力要請し指導を受ける。小動物用ワナによりワナを仕掛け、捕獲及び追い払いを行う。
⑤ ハクビシン対策	県担当課に協力要請し指導を受ける。小動物用ワナによりワナを仕掛け、捕獲及び追い払いを行う。
⑥ アオサギ	猟友会立ち会いの下、消防署に協力要請し放水による追い払いを行う。
①～⑥の対策を図っていくには、地域住民への生活被害対策の啓蒙を行い、被害の低減を図る。	

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

警察・消防署・役場	各団体に通報が来れば、連絡を取り合い巡回・追い払い等を行う。 出没・通報がありしだい、捕獲体制・追い払い体制を取る。
-----------	---

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7		該当なし
8		該当なし
9		該当なし

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
鳥獣の出没が増加すると予想されるが、予測困難のため、その都度県と協議し、対処をする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	—	—	—
サル	—	—	—
カラス	—	—	—
タヌキ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
アオサギ	—	—	—

捕獲等の取組内容
(イノシシ) 巡回・追い払い
(サル) 巡回・追い払い
(カラス) 巡回・追い払い
(タヌキ) 小動物用箱ワナによる捕獲
(ハクビシン) 小動物用箱ワナによる捕獲
(アオサギ) 放水による追い払い

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし			

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
該当なし		

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
警察署	巡回・追い払い・住民に注意呼びかけ
消防署	巡回・追い払い・住民に注意呼びかけ
鳴門藍住農業支援センター	鳥獣被害・鳥獣捕獲対策に対する指導
J A 徳島県藍住支店	田畑の被害状況や情報提供

※鳥獣保護・狩猟に関することであれば東部農林水産局（林業振興担当）

(2) 緊急時の連絡体制

藍住町建設産業課産業支援室→東部農林水産局、関係機関（警察署、消防署、J A 徳島県藍住支店）への情報提供（呼びかけ）

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

はぐれザルは今後の被害も懸念されるため、極力放獣しない。カラス、アオサギ等の死体は焼却又は埋設処理する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
設置予定なし	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関、近隣市町村と連携し、情報の共有や被害防止施策の体制の強化を図る。